

○国立大学法人筑波大学国際イニシアティブ推進機構規程

〔平成29年5月25日〕
〔法人規程第39号〕

改正 令和 3年法人規程第10号

国立大学法人筑波大学国際イニシアティブ推進機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する国際イニシアティブ推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び業務)

第2条 機構は、筑波大学（以下「本学」という。）の筑波大学国際戦略基本方針に沿って、より効果的かつ迅速に国際戦略を実行し、関係各部門の構成員からなる機構を設置し、情報及び指揮系統の共有を行い、実効性のある課題解決及び運営体制の構築を図ることを目的とする。

2 機構は、国際イニシアティブを推進するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の重要な国際的諸活動の決定に関すること。
- (2) 前号の国際的諸活動の実施組織の決定及び評価に関すること。
- (3) 実施された国際的諸活動の継続の決定に関すること。
- (4) その他国際戦略の推進に関すること。

(機構長)

第3条 機構に機構長を置き、学長をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

(副機構長)

第4条 機構に副機構長を置き、国際を担当する副学長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

(機構会議)

第5条 機構に機構会議を置き、重要事項を審議決定する。

2 機構会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 教育を担当する副学長
- (4) 研究を担当する副学長
- (5) 産学連携を担当する副学長

- (6) 学生を担当する副学長
- (7) 財務を担当する副学長
- (8) 人事を担当する副学長
- (9) 医療を担当する副学長
- (10) 国際室の室長
- (11) グローバル・コモنزの長
- (12) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第36条の6の規定に基づき置かれる特定の事項をつかさどる職のうち国際を担当するもの
- (13) 教育推進部長
- (14) 学生部長
- (15) 研究推進部長
- (16) 産学連携部長
- (17) その他機構長が指名する者 若干人

(機構会議の議長等)

第6条 機構会議に議長を置き、前条第2項第1号の構成員をもって充てる。

- 2 議長は、機構会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、前条第2項第2号の構成員が、その職務を代行する。

(機構会議の構成員の任期)

第7条 第5条第2項第17号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の構成員は、再任されることができる。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、国際室において行う。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (令3.3.18法人規程10号)

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。